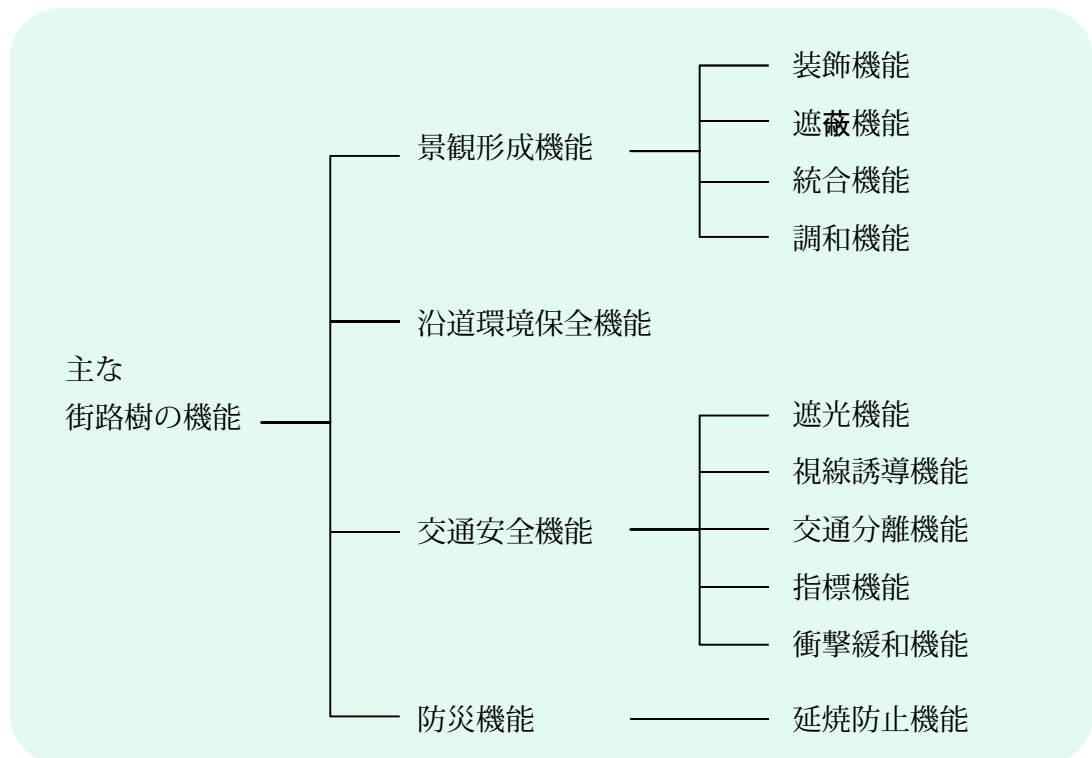


<資料編>

1	街路樹の機能.....	1
2	名古屋市の街路樹のデータ.....	3
	(1) 街路樹本数.....	3
	(2) 区別の街路樹本数.....	4
	(3) 街路樹（高木）密度の都市間比較.....	5
3	アンケート結果.....	6
	(1) 令和2年度第1回ネット・モニターアンケート.....	6
	(2) 名古屋市公式LINEアンケート.....	12
4	街路樹の法的位置付け.....	14
	(1) 道路法.....	14
	(2) 道路構造の技術的基準を定める条例.....	14
5	道路植栽に関わる制約等.....	18

1 街路樹の機能

個々の道路植栽は複数の機能を有するものであり、以下のような機能が複合的に発揮されるように努めることによって、親しみのある道路環境の創出を図ります。街路樹の役割は、時代とともに変化し、それに伴い発揮すべき機能も多様化しています。近年では、都市の価値向上、まちづくり、地域の活性化といった、新たな機能の発揮と都市のブランディングにも寄与しています。



(1) 景観形成機能

装飾、遮蔽、景観統合および景観調和などの諸機能が複合的に作用することにより、道路や沿道における良好な景観の形成を図ることができます。

ア 装飾機能

固有の自然樹形・樹姿を有している樹木の植栽によって、景観の向上を図る機能。

イ 遮蔽機能

外見上見苦しい場所や構造物などを隠蔽したり、プライバシーを守るため外部から内部を見透かせないように視線や視界を遮蔽するほか、車の排気ガスを防ぐ機能。

ウ 統合機能

街路樹（並木）のように、景観にまとまりをもたらす機能で、道路や沿道に無秩序に立ち並んだ看板など、景観上好ましくないものの影響を排除しながら、統一的景観を形成する機能。

エ 調和機能

道路と周辺自然や人工構造物との間に樹木を植栽することにより、景観上の同化融合を図る機能。

(2) 沿道環境保全機能

騒音、遮音及び音の伝達経路を回折によって長くすることによって、減音と騒音に対する心理的な緩和を図ることができます。また、樹木の枝葉が上空を覆うキャノピー効果によって寒暖や乾湿などの変化を緩和し、道路利用者に快適な空間を提供します。

(3) 交通安全機能

安全で円滑な道路交通の確保に資するため、遮光、視線誘導、交通分離、指標、衝撃緩和の諸機能があります。

ア 遮光機能

対向する自動車の前照灯からの光線を中央分離帯などの道路植栽により遮り、眩光を防止する機能。

イ 視線誘導機能

車道の線形に沿って規則的に植栽された道路緑化によって、自動車運転者にその道路の地形、線形などの状況をわかりやすくして、安全を図る機能。

ウ 交通分離機能

低木や生垣などを植栽することにより、歩行者や自転車利用者を自動車交通から分離し、車道を横断したり車道への立ち入りを防止する機能。

エ 指標機能

形や姿が特徴的な樹木を植栽することにより、道路利用者に対して位置を確認させる機能で、ランドマーク（目印）機能とも言います。

オ 衝撃緩和機能

低木の密植により、道路敷から飛び出した車両の衝撃を緩和する機能であるとともに、車両が道路敷の外や反対車線に飛び出すのを防止する機能。

(4) 防災機能

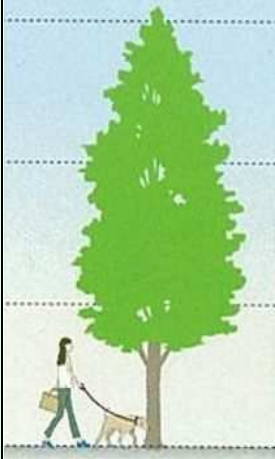


ア 延焼防止機能

火災面からの熱に対して、樹木が放出する水蒸気で保護膜をつくり、放射熱を遮断し燃焼を緩和する機能。また、樹木の存在は火災の発生による上昇気流の動きを防ぐため、火災の流れるのを阻害し、飛来する火の粉を阻止する機能。

2 名古屋市の街路樹のデータ

(1) 街路樹本数

(令和3年4月1日現在)

	高 木	中 木	低 木	合 計
6.0 4.0 2.0 m	3m 以上 	0.6m~3m 列植など 	0.6m 未満 寄植など 	
歩 道	95,283 本 トウカエデ始め 88 種類	50,098 本 サザンカ始め 43 種類	2,183,777 本 ヒラドツツジ始め 88 種類	2,329,158 本
中央 分離帯	2,007 本 クスノキ始め 17 種類	93,754 本 カナメモチ始め 25 種類	420,278 本 ヒラドツツジ始め 57 種類	516,039 本
合 計	97,290 本 トウカエデ始め 91 種類	143,852 本 カナメモチ始め 51 種類	2,604,055 本 ヒラドツツジ始め 101 種類	2,845,197 本

※樹種数については、市内に5本以上ある樹種とする。

(令和3年4月1日現在)

歩道の連続植栽延長	488.5 km
中央分離帯緑化延長	205.5 km
人口1万人当たりの街路樹（高木・中木）本数 （国土交通省管理分を含む）	1,199 本 （人口2,320,719人）

(2) 区別の街路樹本数

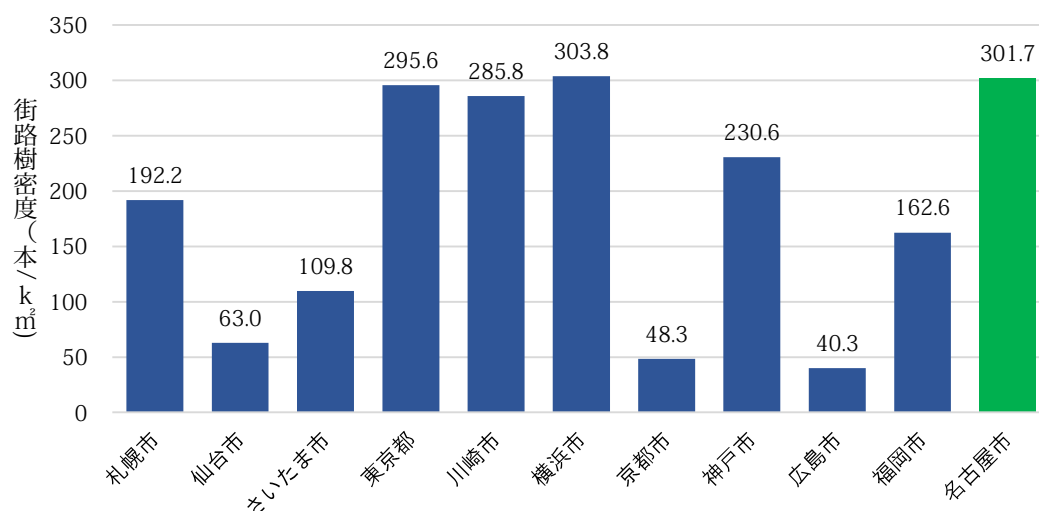
(令和3年4月1日現在)

区名	高木 (本)	連続植栽 (km)
千種	8,574	38.4
東	4,087	19.8
北	4,855	21.1
西	4,614	26.3
中村	5,050	24.7
中	7,268	34.8
昭和	4,177	21.7
瑞穂	4,254	23.2
熱田	3,292	17.0
中川	6,543	40.2
港	8,734	46.8
南	4,407	18.2
守山	8,552	51.1
緑	9,468	49.1
名東	6,582	25.2
天白	6,833	30.9
合計	97,290	488.5

(3) 街路樹（高木）密度の都市間比較

名古屋市の街路樹（高木）は、市域における街路樹密度として大都市の中でもトップクラスとなっています。

■市域における街路樹（高木）密度の都市間比較（人口100万人以上の都市）
（令和2年4月1日現在）



3 アンケート結果

(1) 令和2年度第1回ネット・モニターアンケート

500人の市民モニターを公募し、インターネットを活用した調査を実施するもので、街路樹についてアンケートを行いました。

調査結果抜粋

- 街路樹に期待することは、「新緑・花・紅葉など四季を感じられること」が約8割でした。
- 道幅の狭い歩道に植える街路樹は、「低めの高木」、「花が咲く高木」「災害に強い丈夫な高木」の順で上位を占めました。

ア 調査期間

令和2年6月12日（金）～6月22日（月）

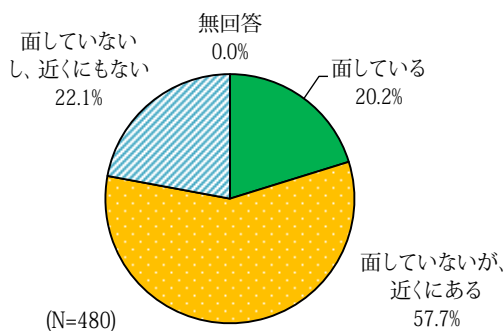
イ 調査方法

- (ア) 対象 市内在住の18歳以上の方で、市政に関心のある方（公募）、500人
- (イ) 調査方法 インターネットを通じてアンケートに回答
- (ウ) 回収率 調査対象500人に対して有効回収数480人、有効回収率96.0%

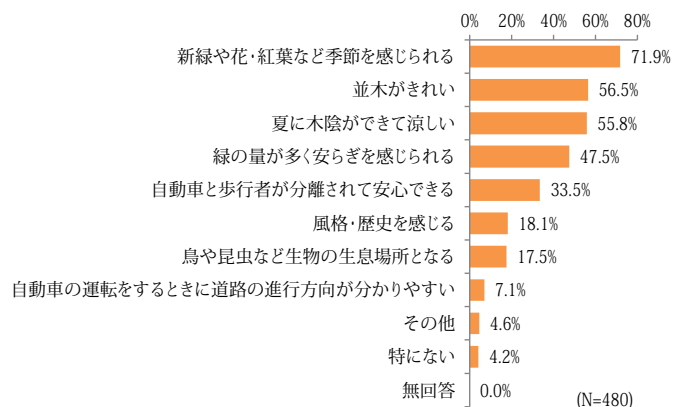
ウ 回答集計結果

※各図表の「N」は、回答者数を表しています。

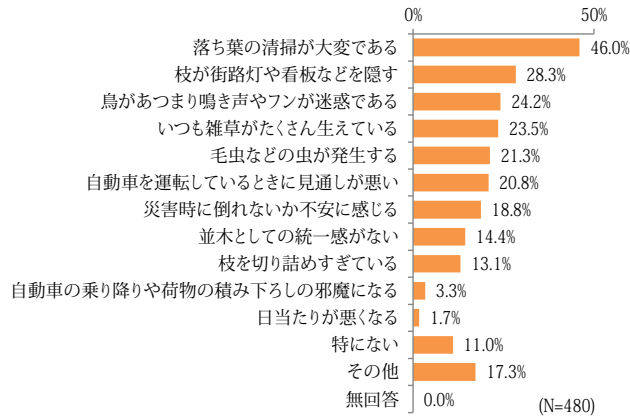
問1 街路樹には高さが3メートル以上になる高木と、高さが0.6メートル未満の低木があります。あなたのお住まいは街路樹（高木）のある道路に面していますか。（選択は1つ）



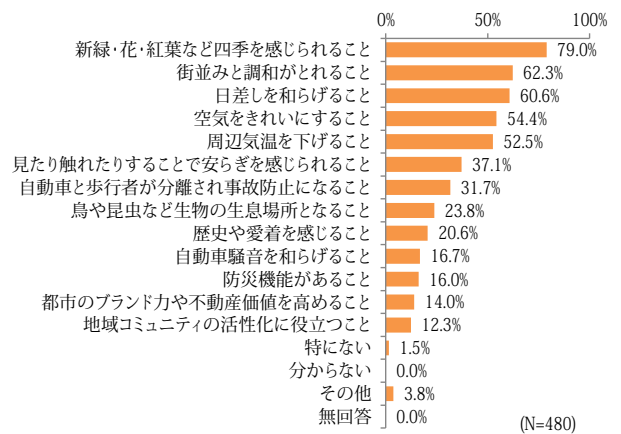
問2 名古屋市街路樹について、あなたが感じているイメージなどについておたずねします。あなたは、名古屋市街路樹にどのようなプラスイメージをお持ちですか。（選択はいくつでも）



問3 あなたは、名古屋市の街路樹にどのようなマイナスイメージをお持ちですか。(選択はいくつでも)

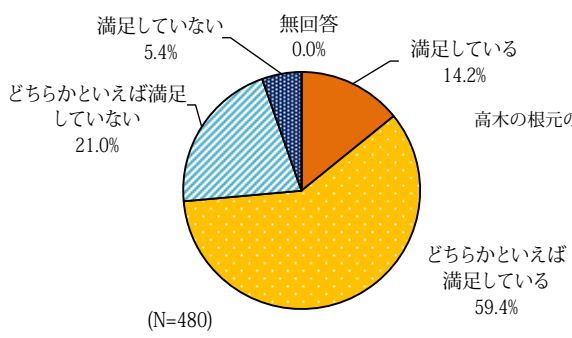


問4 あなたが、街路樹に期待することは何ですか。(選択はいくつでも)

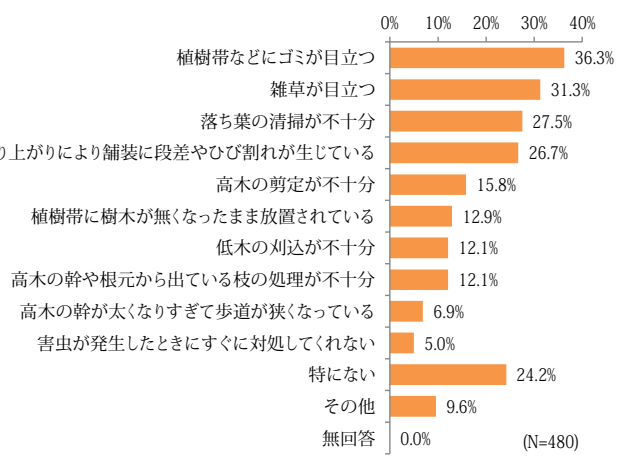


名古屋市では日頃、低木の刈込、高木の剪定及び除草などの維持管理を行っています。

問5 あなたは、名古屋市の街路樹の維持管理について、満足していますか。(選択は1つだけ)

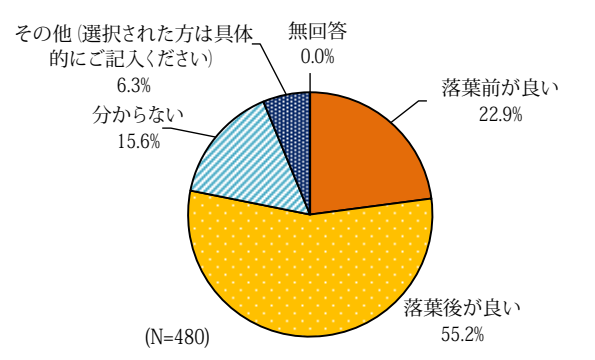


問6 あなたが、名古屋市の街路樹の維持管理について、不満に思うことは何ですか。(選択はいくつでも)



名古屋市では、街路樹（高木）の種類ごとの特性に合わせて、必要に応じて大がかりな剪定を行っています。ただし、秋に紅葉を経て落葉する樹木については、市民の皆さまから剪定をする時期について、通気性や日当たり・落ち葉清掃の観点から早くすべきという声と、日差しの緩和や紅葉を楽しみたいという観点から遅くすべきという声をいただいています。

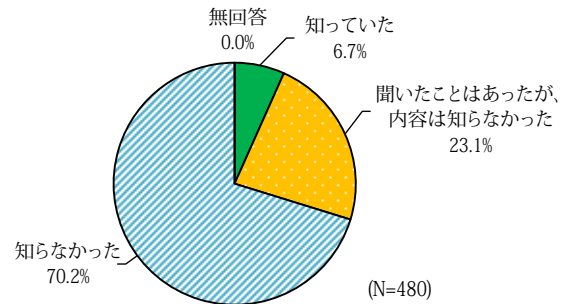
問7 あなたは、紅葉する街路樹（高木）について、大がかりな剪定はいつが良いと思いますか。(選択は1つ)



名古屋市では、老木化・大木化した街路樹（高木）が美しい並木となるよう植え替え等を行ったり、安全性確保のため場所や樹木の種類に合わせて適切な剪定を行ったり、街の魅力向上を目指すためシンボルとなる並木を形成することにより、「安全性の確保」「都市魅力の向上」「管理コストの縮減」を柱とした「街路樹再生」の取り組みを進めています。

問8 あなたは、名古屋市の行っている「街路樹再生」の取り組みを知っていましたか。

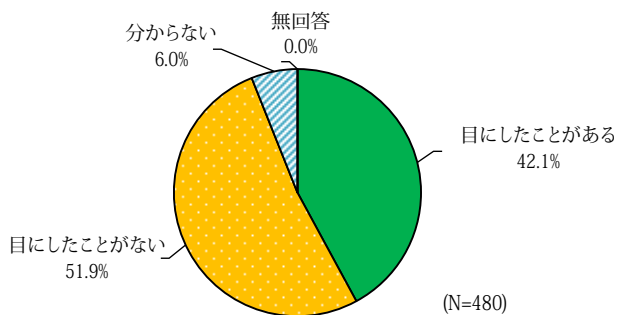
（選択は1つ）



名古屋市では、近年、老木化・大木化した高木の倒木や落枝等の事故が多く発生していることから、「街路樹再生」の取り組みの一つとして、高木の植え替えや撤去を行っています。高木の植え替えや撤去は、緑の量が減少する一方、安全性の向上に役立っています。

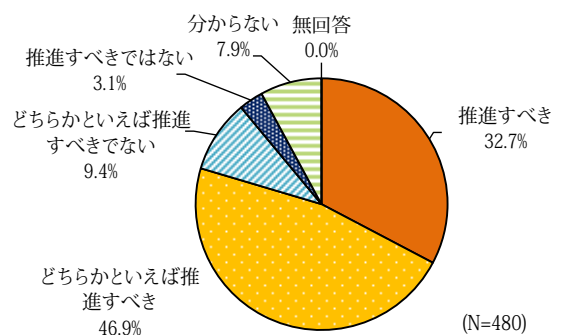
問9 あなたは、名古屋市が行っている街路樹（高木）の植え替えや撤去の取り組みを目にしたことがありますか。

（選択は1つ）

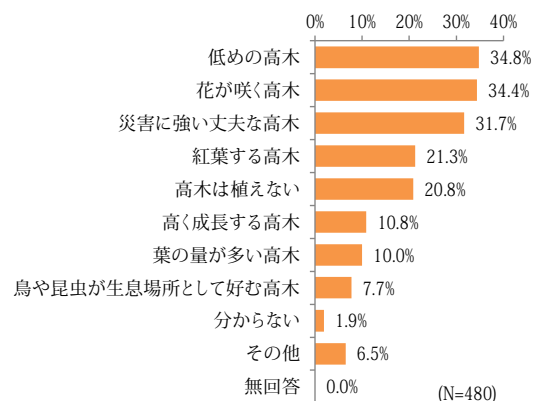


問10 あなたは、街路樹（高木）の植え替えや撤去を推進すべきだと思いますか。（選択は1つ）

（選択は1つ）

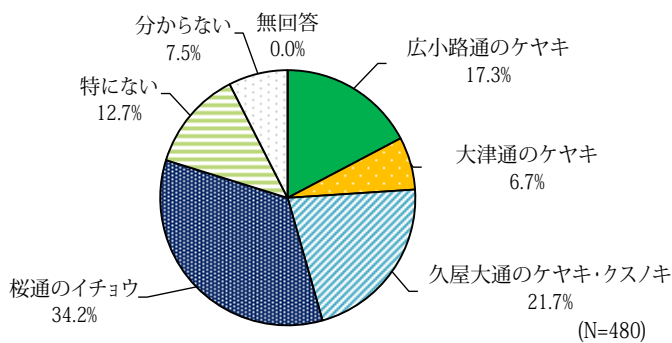


問11 あなたは、道幅の狭い歩道に植える街路樹は、どのような高木が良いと思いますか。（選択はいくつでも）



名古屋市では、「街路樹再生」の取り組みの一つとして、街の魅力向上を目指した「シンボル並木」の形成を行っています。そして、広小路通のケヤキ、大津通のケヤキ、久屋大通のケヤキ・クスノキ、桜通のイチョウを名古屋市の顔となるシンボル並木として位置付け、街の魅力向上に繋がるよう努めています。今後もこの4つ以外にも、街のシンボルとなりうる並木を検討していく予定です。

問 12 名古屋市の定める「シンボル並木」のうち、あなたが、街のシンボルとしてふさわしいと思う並木はどれですか。(選択は1つ)



問 13 名古屋市の定める4つの「シンボル並木」以外に、街のシンボルとしてふさわしいと思う並木があれば教えてください。(通りの名前や付近の地名、樹木の名前など)

- ・ハナミズキ
 - ・山崎川の桜並木
 - ・藤が丘の桜並木
 - ・地下鉄高岳駅近くのオオカンザクラの並木道
 - ・熱田区の一ツツバタゴ
- ほか
(N=272)

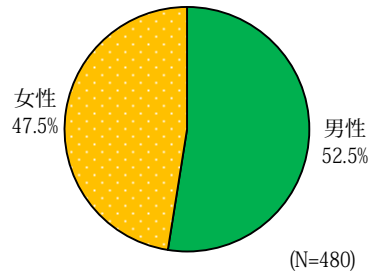
問 14 街路樹に関してご意見があればご自由にご記入ください。

- ・台風などによる倒木で人命に被害が及ぶ場合があるため、安全面を第一に管理していただきたい。
 - ・伸び放題で信号機が隠れてしまっているところを見かける。
 - ・緑があると心が和みますし、暑さを緩和してくれるなど環境にも利点が多いと考えます。一方で常に完璧に手入れができるかという予算の面からも難しいような気がします。重点的に整備するところと街路樹をなくすところをメリハリをつけて整備していくのが良いように思います。
 - ・街路樹は出来るだけあってほしいと感じていましたが、今回のアンケートで管理等に色々問題があることもわかりました。それでも憩いとなる街路樹をこれからもつくってほしいです。
 - ・花の綺麗な木の並木は人々の心を癒し季節を感じることができると思います。そんな並木の散歩道が名古屋に増えると嬉しいです。
- ほか

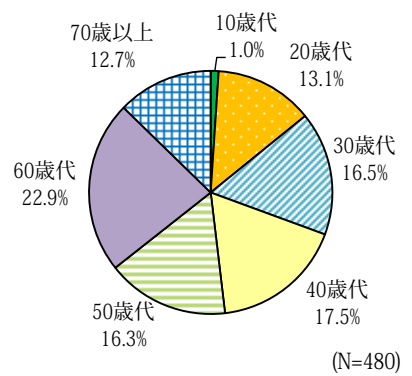
(N=290)

■属性集計

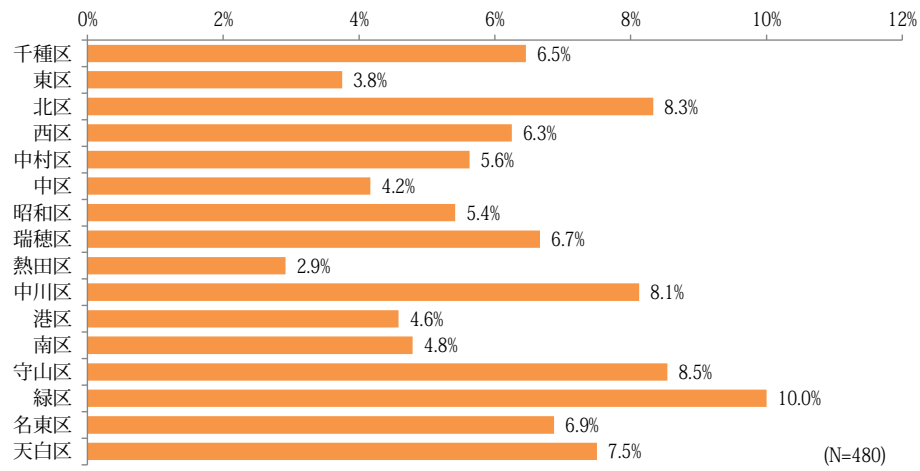
(ア) 性別



(イ) 年代



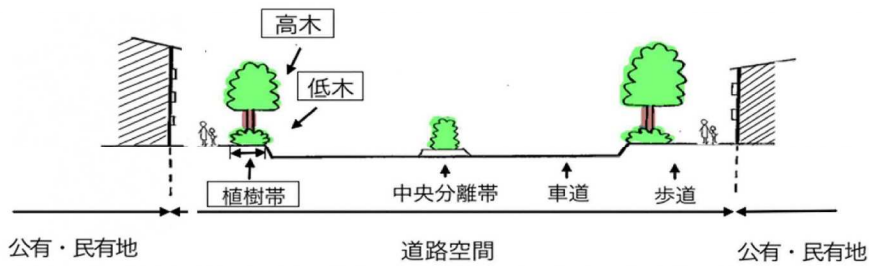
(ウ) 居住区



エ アンケート添付資料 別添1

■街路樹の構成

高木	高さが3メートル以上に達する樹木
低木	高さが0.6メートル未満の樹木
植樹帯	高木、低木などを植えるために設けられる帯状の植栽



別添2

■街路樹撤去・更新イメージ写真



撤去イメージ

更新イメージ

別添3

■名古屋市の顔となるシンボル並木



広小路通のケヤキ



大津通のケヤキ



久屋大通のケヤキ (左)・クスノキ (右)



桜通のイチョウ

(2) 名古屋市公式LINEアンケート

名古屋市公式LINEを活用した調査を実施するもので、街路樹についてアンケートを行いました。

調査結果抜粋

- 街路樹に期待することは、「新緑・花・紅葉など四季を感じられること」が約9割でした。
- 道幅の狭い歩道に植える街路樹は、「災害に強い丈夫な高木」、「花が咲く高木」、「低めの高木」の順で上位を占めました。

ア 調査期間

令和2年5月27日(水)～6月2日(火)

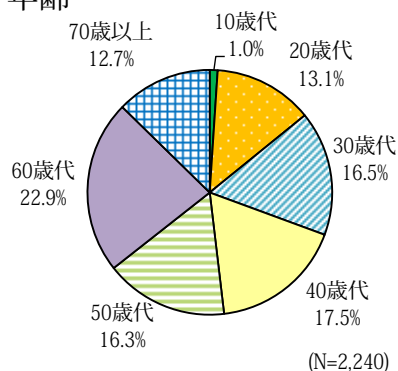
イ 調査方法

- (ア) 対象 友だち登録者、21,978人(令和2年3月10日現在)
- (イ) 調査方法 LINEを通じてアンケートに回答
- (ウ) 回収率 有効回収数2,240人、有効回収率10.2%

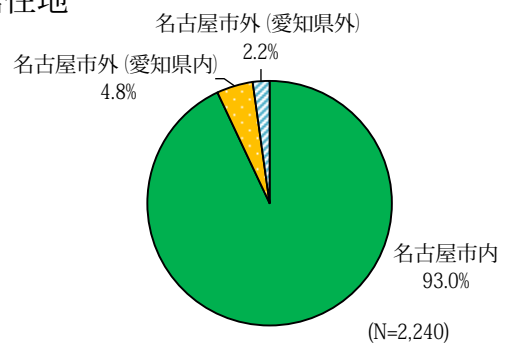
ウ 回答集計結果 ※各図表の「N」は、回答者数を表しています。

■属性集計

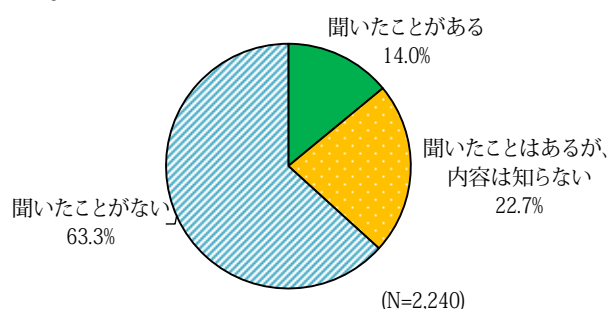
(ア) 年齢



(イ) 居住地

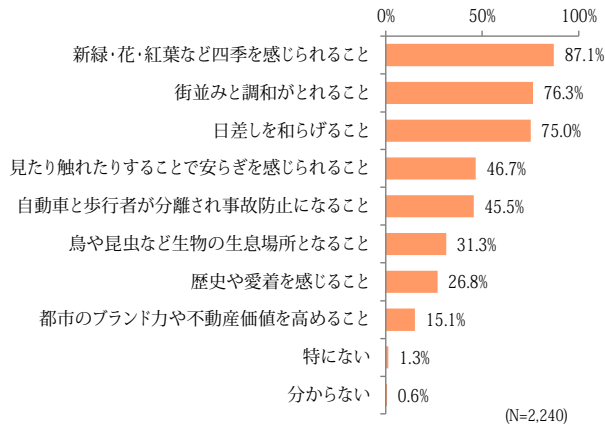


Q1 名古屋市の行っている「街路樹再生」について、「街路樹再生」という言葉を聞いたことがありますか。

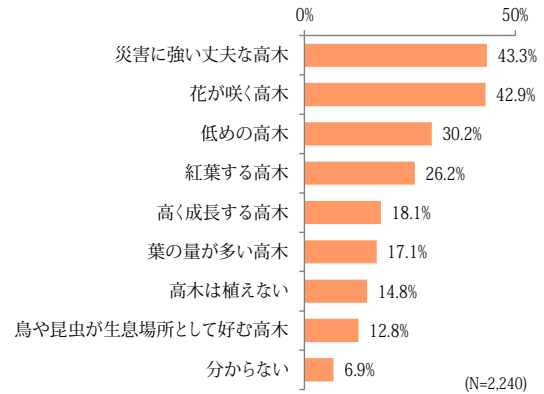


Q2 あなたが街路樹に期待することは何ですか。

(選択はいくつでも)



Q3 あなたは、道幅の狭い歩道に植える街路樹は、どのような高木が良いと思いますか。(選択はいくつでも)



4 街路樹の法的位置付け

街路樹は「道路法」に位置づけられており、構造の基準については条例で定めることとされています。本市では「道路構造の技術的基準を定める条例」で植樹帯の技術的基準を定めています。

(1) 道路法 (昭和 27 年 6 月 10 日制定)

(用語の定義)

第 2 条 略

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

二 道路上の並木または街灯で第 18 条第 1 項に規定する道路管理者の設けるもの

* 該当箇所のみ抜粋

(道路の構造の基準)

第 30 条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設

3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

* 該当箇所のみ抜粋

(2) 道路構造の技術的基準を定める条例 (平成 24 年 12 月 28 日制定)

(植樹帯)

第 14 条 第 4 種第 1 級及び第 2 級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りではない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

* 本条例は道路構造令を参酌して定めるもの

平成 27 年 3 月、道路緑化の一般的技術基準が 27 年ぶりに改正されました。改正後、「樹木の更新」にかかる項目が新たに追加されるなどしています。

(参考) 道路緑化技術基準 (昭和 51 年 7 月 26 日通達・平成 27 年 3 月 31 日改正)

第 1 章 総則

1-1 基準の目的

本基準は、道路緑化の一般的技術的基準を定め、その合理的な整備及び管理に資することを目的とする。

1-2 適用の範囲

本基準は、道路において、緑化を図る場合に適用する。なお、法面緑化及び防災林の造成については、本基準の対象外とする。

1-3 道路緑化の基本方針

道路緑化にあたっては、道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、当該緑化に求められる機能を総合的に発揮させ、もって、道路空間や地域の価値向上に資するよう努めるとともに、交通の安全、適切な維持管理及び周辺環境との調和に留意しなければならない。

1-4 用語の定義

1 道路緑化

道路において、樹木、地被植物若しくは草花（以下、「樹木等」という。）を保全又は植栽し、これらを管理することをいう。

2 道路植栽

道路において、保全又は植栽され、管理された樹木等をいう。

3 高木

道路植栽のうち、主に並木等の単木として使用する樹木をいう。

4 中・低木

道路植栽のうち、主に列植や群植として使用する樹木をいう。なお、一定の樹高を有し遮蔽機能を有するものを中木、それより低いものを低木という。

5 地被植物

道路植栽のうち、芝、木本植物、草本植物、つる性植物、ササ類等の地表面を被覆する樹高の低い植物をいう。

6 草花

道路植栽のうち、花等の草本植物をいう。ただし、5の地被植物を除く。

7 植栽地

道路において、樹木等を保全又は植栽する場所をいう。

8 環境施設帯

植樹帯、路肩、歩道、副道等で構成される、幹線道路における沿道の生活環境を保全するための道路の部分の部分をいう。

9 植栽基盤

植物の根が支障なく伸長して、水分や養分を吸収できる土壌条件を備えている土層をいう。

第2章 整備

2-1 計画

- 1) 道路計画においては、地域に求められる緑化の機能を考慮し、植栽地を適切に配置することが望ましい。
- 2) 植栽地の配置を計画する場合は、安全かつ円滑な交通の確保に留意しなければならない。
- 3) 植栽地の意匠並びに樹木等の基本的な構成及び配置の決定にあたっては、気象条件、緑化等に関する地域の計画との整合、沿道状況、美しい景観形成、想定される維持管理水準（剪定頻度等をいう。以下同じ。）等に留意することが望ましい。
- 4) 道路の整備が予定されている区域内に保存の必要性が高い植物がある場合は、その存置や移植を検討しなければならない。

2-2 設計

- 1) 植栽設計（植栽地の平面配置、樹種等、樹木等の具体の構成や配置の決定）にあたっては、地域に求められる緑化の機能を考慮するとともに、安全かつ円滑な交通の確保や他の構造物の保全、植栽基盤、想定される維持管理水準、周辺の植生への影響等に留意しなければならない。
- 2) 高木を植栽する場合は、植栽しようとする樹種の成長特性等を理解の上、目標とする樹形、樹高を想定し、植栽する道路空間や維持管理水準に見合った樹種、植栽間隔とすることが望ましい。
- 3) 中・低木を植栽する場合は、供用後の枝葉の繁茂や剪定頻度等も考慮に入れ、交差点内の視距や横断歩道を横断している又は横断しようとする歩行者等の視認性、歩行者や車両の通行空間の確保に支障を生じないように留意しなければならない。
- 4) 植栽地において雑草の発生等が見込まれる場合は、地被植物等を植栽することが望ましい。
- 5) 他の構造物の点検や維持修繕が困難となる場所は、植栽地としてはならない。また、樹木等の具体の構成や配置の決定にあたっては、樹木等の成長により他の構造物に影響が生じないように留意しなければならない。
- 6) 環境施設帯は、沿道環境が適切に保全されるように樹木等の具体の構成や配置を定めなければならない。また、幼木の植栽により樹林を造成する場合は、成長に応じた間伐等を考慮し、樹木等の具体の構成や配置を設計することが望ましい。

2-3 施工

- 1) 樹木等の植栽は、植物や地域の特性に応じた時期や手法を踏まえて行うことが望ましい。また、植栽の活着状況に応じ適切な保護養生を行うことが望ましい。
- 2) 既存の樹木等の存置又は移植にあたっては、保全対策を講じることが望ましい。

第3章 管理

3-1 道路巡回

- 1) 樹木等の管理にあたっては、道路巡回や道路利用者等からの道路の異状等に関する情報の活用により、道路交通への支障や道路利用者等の危険の未然防止に努めなければならない。
- 2) 通常巡回においては、落枝、枯損樹木、横断している、若しくは横断しようとする歩行者等又は道路標識の視認性への影響の有無等を確認することに努めなければならない。
- 3) 定期巡回においては、落枝、枯枝、枯損樹木の有無等の確認のほか、キノコ等の発生、

他の構造物への干渉等の枯損や倒伏に繋がる事象を確認することに努めなければならない。

- 4) 台風や大雪、地震等の異常気象時や災害発生時においては、異常時巡回により、樹木の被災状況及び道路交通等への影響を確認しなければならない。また、異常気象による被害が予想される場合は、通常巡回や定期巡回により確認された異状又はその兆候を踏まえ、枯枝の除伐等の事前の保護対策を講じることが望ましい。
- 5) 異状又はその兆候が確認された場合は、必要に応じて専門家による調査を行うなどの方法により、樹木の健全度について確認し、安全の確保の観点から対策の必要性及び緊急性を判断したうえで、必要な対策を適切に行わなければならない。

3-2 道路植栽及び植栽地の管理

- 1) 道路植栽の健全な生育及び緑化機能の維持向上、道路巡回で確認された事象への対応、道路利用者等の安全への影響の未然防止を図るため、剪定、除草、病虫害防除、灌水等を適切な時期に行うことが望ましい。
- 2) 日本風景街道等の美しい景観形成が必要な地域や、景観法に基づく景観重要公共施設においては、樹形や植栽地の美しさを維持できるよう、十分な剪定や除草等の頻度を確保し、適切な方法で措置を講じることが望ましい。
- 3) 草花は定期的な植替えが前提となることから、季節に応じた計画的な植替えを行えるよう、沿道住民等との協働等、継続的な管理体制を構築することが望ましい。

3-3 樹木の更新

- 1) 樹木については、道路利用者等の安全確保を考慮して、落枝、病虫害・空洞等の活力低下が確認され、倒伏等に繋がるおそれがある場合、大径木化による道路交通や他の構造物への影響等が確認あるいは想定される場合には、危険回避のための除伐や未然防止のための更新その他の措置の必要性や緊急性等を総合的に検討し、適切な措置を講じなければならない。
- 2) 大径木化、高木化等により道路の区域内で健全な樹形や良好な景観が維持できなくなると予想される場合には、計画的かつ段階的な更新を行うことが望ましい。
- 3) 更新にあたっては、従前の道路植栽にこだわらず、道路利用状況、沿道状況等の変化を考慮し、植栽計画や植栽設計を再検討することが望ましい。

5 道路植栽に関わる制約等

道路には、地上空間に街路灯や交通標識などの道路附属物のほか、電柱などの占用物件があり、また、地下空間にも上下水道管やガス管、共同溝などさまざまな施設があり、街路樹と空間的に競合しています。

これらの制約の中、道路法や道路構造令をふまえて、街路樹の植栽及び維持管理を行っていくことが必要となります。

道路法第 32 条（道路の占用の許可）

第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

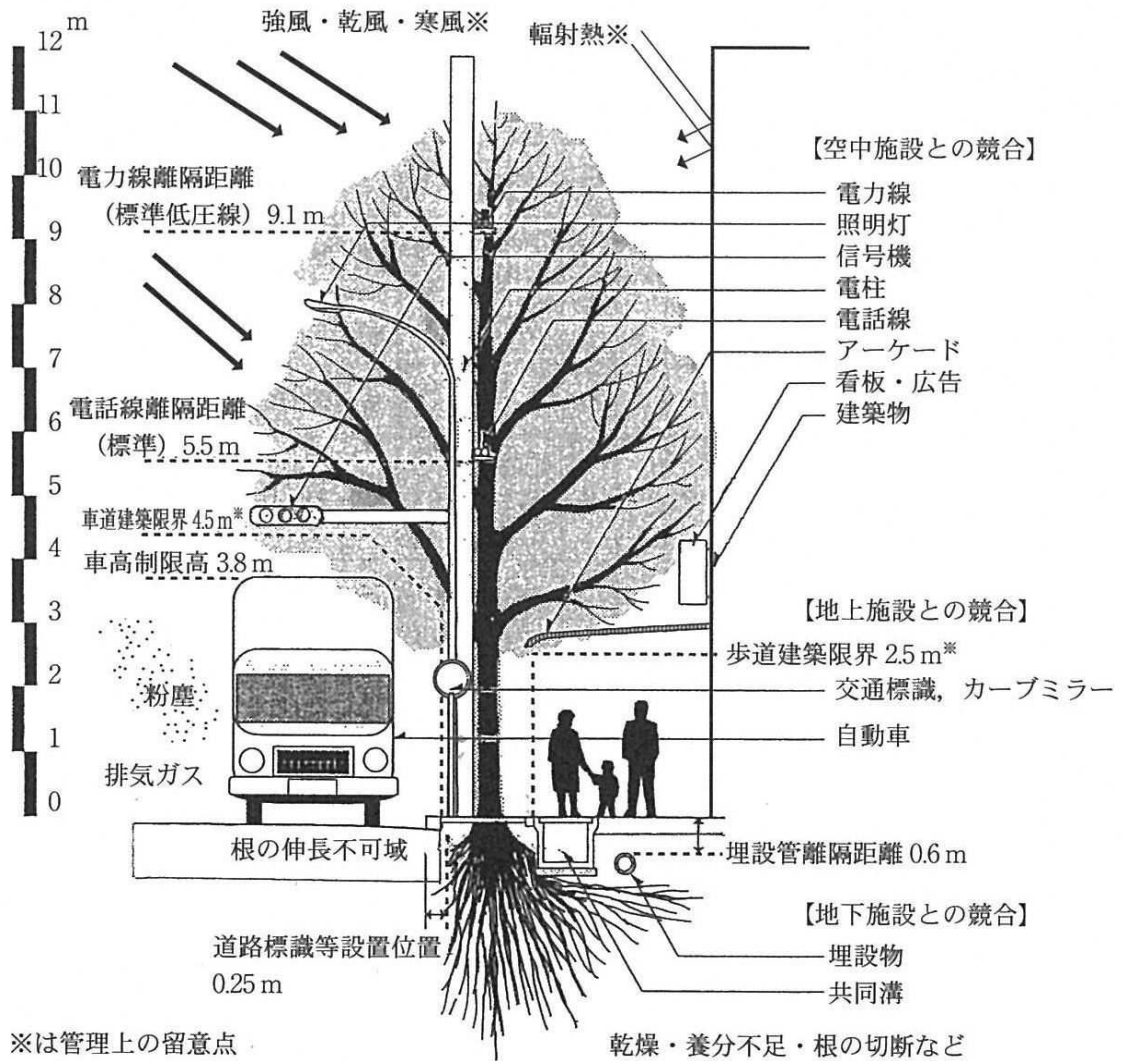
■街路樹に関連深い占用物件

1号物件	電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔、その他これらに類する工作物（例：警察官派出所、バス停上屋、消火栓など）
2号物件	水管、下水管、ガス管、その他これらに類する物件（例：石油管、熱供給管、廃棄物処理管など）
4号物件	歩廊、雪よけ、その他これらに類する物件（例：日よけ、アーケードなど）
7号物件	道路法施行令（第7条）で定める物件 （1）看板、標識、旗ざお、パーキングメーター、幕およびアーチ （2）工事用仮囲い、足場、詰所、その他の工事用施設

道路構造令第12条（建築限界）

第12条 建築限界は、車道にあっては第1図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）にあっては第2図に示すところによるものとする。

※第1図・第2図略



（資料：「道路植栽の設計・施工・維持管理」（財）経済調査会）

街路樹再生なごやプラン

令和3年10月

名古屋市 緑政土木局 緑地部 緑地維持課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL：052-972-2494 FAX：052-972-4142

URL：<http://www.city.nagoya.jp>